**院内掲示義務等**

1. 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令関係

・当院は保険医療機関の指定を受けています。

1. 療養担当規則等に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項
2. 地方厚生局長等へ届け出た全ての届出医療
	1. 当院は、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、関東信越厚生局長に届出し、診療を行っています。



1. 明細書の発行状況に関する事項

当院は、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

1. 施設基準や点数表の算定要件において掲示内容が具体的に示されているもの

・A000　初診料の注15・A001再診料の注19・A002外来診療料の注10「医療情報取得加算」

ア　オンライン資格確認を行う体制を有しています。

イ　当該保険医療機関を受診した患者さんに対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

・A000　初診料の注16「医療DX推進体制整備加算」

ア　医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施します。

イ　マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組みます

ウ　電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を整備中です。

・A000　初診料の注11・A001再診料の注15「外来感染対策向上加算」

ア　当院は神奈川県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関です。

イ　当院の受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈す患者さんの受け入れを行っています。（問い合わせが集中し当院のキャパを超えた場合はこの限りではありません。発熱患者さんは事前に電話相談をしてから受診して頂く必要があります。

・F400　処方箋料の注6「一般名処方加算」

当院の処方箋は「一般名処方」です。

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等

を実施しております。一般名処方によって特定の医薬品が不足した場合であっても、患者さ

んに必要な医薬品が提供しやすくなります。現在、一部の医薬品については十分な供給が難

しい状況が続いています。医薬品の供給状況によっては投与する薬剤を変更する場合がご

ざいます。

1. 保険外負担に関するもの（消費税を含んだ総額表示となっております）

（1）保険外併用療養費

* 1. 療養の給付と直接関係ないサービス等の費用徴収

・文書料等料金



・診療録開示等



・その他



治療中の疾病または負傷に対するものではない医療行為に係る費用

ア　予防接種



イ　自由診療

